

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

1. 日時

令和2年9月2日（水）

2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員

鎌田会長、大塚会長代理

4. 視察先

大町病院（南相馬市）において、猪俣院長等と意見交換。

南相馬市 農業体験実習館周辺、原町区商店街、小高区商店街を視察。

南相馬市役所において、門馬市長等と意見交換。

双葉町 双葉町役場（被災当時）、双葉町産業交流センターを視察。

双葉町産業交流センターにおいて、伊澤町長、佐々木議長等と意見交換。

大熊町 大野駅周辺、大川原地区のイチゴ栽培施設、仮設店舗、災害公営住宅等を視察。

大熊町役場において、吉田町長、吉岡議長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における
被災自治体等の主な御発言

原子力損害賠償紛争審査会事務局

【大町病院】

- ・ 病院の収支については、収入は回復してきてはいるものの、収入の7割を人件費として支出している。震災後、常勤の医師や看護師の確保が難しくなった。採用活動の強化等を通じて、ある程度増加しているが、まだ足りていない。十分な医療が地域の方々に提供できないことは申し訳ないと思っている。
- ・ 看護師は資格があるので、避難先・移転先等で定着するため、なかなか戻ってこない実情がある。
- ・ いまだにある放射能の風評被害で、人材確保が難しい面もある。
- ・ 賠償の課題については、経営していた老人保健施設を別の用地を確保し立て直す際、土地の除染費用等を請求したが、東京電力に認められなかったということはあった。もう少し認めてほしいとは考えるが、賠償だけではなく、前を向いていくことが重要と考えている。

【南相馬市】

- ・ 商工賠償の営業損害についてであるが、事業者は、市内の人口減少及び商圈人口の減少により大きな影響を受けている。市内の事業者の30%前後が未請求かまだ請求が完了していない。東京電力には、早くしっかり賠償してもらいたいと考えている。
- ・ 地方公共団体の公物賠償について、不動産が全損とされても撤去費用を賠償金に含めないのが東電の立場である。自動車事故では全損の車両について処分費用・解体費用は裁判例で別途認められており、原子力損害賠償でも自治体の撤去費用を賠償の対象にしてほしい。
- ・ 市の賠償請求について、ADRセンターにおける和解仲介手続において、2年以上かかった案件があった。東京電力から求められる提出書類が多すぎるし、新たな資料を要求されることもあり、時間がかかりすぎている。
- ・ また、事業者の営業損害の申立てにおいて、ADRセンターが和解仲介案を出しても、東京電力が拒否する場合があるため、ADRセンター側が東京電力に忖度した和解仲介案しか出していないのではないか。
- ・ 市の施設である農業体験実習館は、除染をしているにもかかわらず、空間放射線量率が下がらない。市として、移住者を募っており、山や

海があって自然が豊かであることを売りにしていた。また住民の方々については、生活の楽しみになっていたりしていたが、このような自然の享受ができないという問題がある。

【双葉町】

- ・ 双葉町は唯一全町避難が継続し、町民は今もなお 42 都道府県、300 を超える市区町村で避難生活を送っている。
- ・ 避難指示が解除され戻れるけど戻らないケースと、双葉町のように戻りたくても戻れないケースでは、精神的な損害は全然違う。精神的賠償は終わったのではなく被害は継続していると認識している。
- ・ いつまでも賠償を言い続けるつもりはないが、現在の賠償の在り方が果たしてこれで良かったのかは疑問に思っている。
- ・ 双葉町民が置かれている状況を認識いただき、そのことをしっかりと中間指針に反映してほしい。被災地の状況はそれぞれ違う。幅広く捉えて欲しい。
- ・ また、原賠審の委員におかれては、是非、全員、双葉町にお越しいただき、現状を見ていただきたい。
- ・ いまだに賠償請求権を行使していない本賠償未請求者がいる。東京電力は消滅時効を援用しないと説明しているが、消滅時効を援用しないという担保が欲しい。
- ・ ADRセンターの和解仲介案を東京電力が拒否するケースがある。何のためにADRセンターを組織したのか。東京電力は拒否するのではなく、のむべきである。

【大熊町】

- ・ 営業損害について、農業者は東京電力と継続的な賠償を続けていくことの合意を得ていると承知しているが、商工業者はそれが無い。本年7月末時点の商工業の法人及び個人事業主の賠償は、2%と聞いており、低すぎると思っている。中間指針において賠償期間の終期を示していないことは理解しているが、しっかり賠償するよう東京電力を指導してほしい。
- ・ 地方公共団体の財物賠償については、国からの支援もあり、民間と異なることは理解するものの、復興の予算を使うのは心苦しい。
- ・ 避難が長期化し、避難生活が継続している中で、さらに疲労が積み重なっていることや、ADRセンターの和解事例、裁判の判決が水平展開されていないこと、特にふるさと喪失で賠償が認められている判決もなされていることを考慮した中間指針としてほしい。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償紛争審査会
の今後の審議に向けた
要 望 書

令和2年9月2日

福島県双葉町長 伊澤 史朗



福島県双葉町議会議長 佐々木 清一



原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、9年5か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた全町民は、42都道府県349自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、平成29年9月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定（約555ha）を受け、同計画に基づき町の復旧・復興の一層の加速化を進めてきました。本年3月4日には、避難指示解除準備区域（両竹、中野、中浜地区）とJR双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域の一部で避難指示が解除され、常磐自動車道「常磐双葉IC」の供用開始やJR常磐線の全線再開、「働く拠点」である中野地区産業復興拠点への企業立地が進むなど復興の光が輝きを増している一方、解除区域は町域の約4.7%と一部のみであり、令和4年を目途とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除が実現しても、引き続き帰還困難区域が広範囲に残り、その解除の見通しは未だに示されていません。

このように、多くの町民が避難生活の更なる長期化を強いられる中で精神的、経済的に被っている苦痛は計り知れず、極めて深刻であり、中間指針で示されている範疇を大きく超えているものと認識しております。審査会におかれましては、指針が町民の被害実態に即した内容となるよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、町民一人ひとりに対する確実な賠償と生活再建の実現に向け、以下の事項について確実に取り組むことを強く要望いたします。

1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

令和4年を目途としている特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されても、引き続き、帰還困難区域が町域の大部分を占め、解除後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりであるにもかかわらず、昨年1月に開催された審査会では、直ちに指針を見直す考えはないとの見解が示され、審査会として、これまで被害者の声に真摯に耳を傾けて審査・検証が行われてきたものとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合など、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に反映すること。

2. 原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立していることを踏まえ、類似した損害については被害者に共通しているものとして等しく賠償が実施されるよう審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密に審議を進め、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう指針に確実に反映すること。

3. 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、指針に明示すること。

4. 消滅時効について

平成25年12月に「原賠時効特例法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効期間が3年から10年に延長されたものの、未だ賠償請求権を行使していない被害者がいることから、将来にわたり消滅時効を援用しないよう指針に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。

5.

6.

年
当
長
め
る
居
審

5. 避難指示解除の考え方について

当町では、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、本年3月4日にJR双葉駅周辺の一部区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたが、今回の解除は、住民の帰還を伴わない特殊な解除であることを審査会として認識していただき、賠償に関する町民間の公平性が確保され不当な扱いを受けないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。

6. 地方公共団体の財物に係る賠償

地方公共団体の不動産に係る賠償については、平成29年9月に開催された審査会において考え方が示されたが、当町の公共施設は、ほぼ帰還困難区域内に存在し、避難の長期化に伴う管理不能により施設の荒廃が進んでいるため、今後帰還に伴い再整備を想定しているが、整備に要する費用については、中間指針第四次追補で示されている住居確保に係る損害の指針（Ⅲ）が準用されるよう、改めて審議し指針に示すこと。

原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和2年9月2日

大熊町長 吉田 淳



大熊町議会議長 吉岡 健太郎



・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約9年5か月が経過しました。震災以降、長期にわたり全町避難を強いられていましたが、昨年4月10日に、居住制限区域である大川原地区、避難指示解除準備区域である中屋敷地区の避難指示が解除されましたが対象となる住民は、町の総人口の3.5%とわずかであり、今もなお、県内外での避難生活を余儀なくされております。

当町では、避難先での生活支援と帰還のための環境整備を進め、昨年4月に大川原地区で役場新庁舎が開庁、6月からは災害公営住宅の入居、本年4月には認知症型高齢者グループホームもみの木苑を開所するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

また、令和4年春には、特定復興再生拠点区域全域の解除を予定しており、長い年月を要しましたが旧市街地の復旧・復興へ着手できるようになりました。

しかし、それでもなお約51パーセントの町土が帰還困難区域のままとなっており、除染や解除の見通しが立っていない

い
こ
い
る
不
避
難
へ
こ
る
よ
察
の
い
て
ま
し
審
を
背
き、
苦
痛
内
容
い。
以

い状況となっております。

このように、当町は、復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、帰還した町民は、医療や生活環境に対する不安や不満を抱え生活しております。また、多くの町民は、避難生活の長期化に伴う精神的、経済的な苦痛を被り、将来への不安を抱え続けております。

このため、当町では、町民が今後も安心した生活が送れるよう、昨年度の原子力損害賠償紛争審査会による現地視察の際、要望書を提出させていただきましたが、指針については直ちに見直しが必要とは考えてないと見解が示されました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、下記5点について審議し、指針に示し

ていただきたく、強く要望いたします。

記

1. 帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえた

賠償について

帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえ、今後も多く町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

しかし、昨年1月に開催された審査会では、直ちに指針を見直す考えはないとの見解が示され、審査会として、これまで被害者の声に真摯に耳を傾けて審査・検証が行われてきたものとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合は、その個別の事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に示すこと。

2.

1

1

た

間

が

示

れ

る

難

難

後

況

こ

3.

0

2. 商工業者や農林業者等の営業損害就労不能損害に係る

審議と指針への明示について

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害及び就労不能損害については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」とされていることを踏まえ、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況や避難指示解除後の営業や就労が困難な状況を鑑み、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、個別の状況に応じた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例及び裁判

の判例の反映について

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

また、裁判によって様々なケースの判決が下されていることから、裁判の結果を十分に考慮し被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

4. 地方公共団体の財物賠償について

地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年3月に東京電力ホールディングス(株)より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、再整備を想定している。

このため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に

伴う
で示
実施
5.
平
第一
滅時
請求
り消
の延
いよ

伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針Ⅲ)を準用し、確実な賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

5. 消滅時効について

平成25年12月に「原賠時効特例法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効期間が3年から10年に延長されたものの、未だ賠償請求権を行使していない被害者がいることから、将来にわたり消滅時効を援用しないよう指針に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井 誠

電話：0240-23-7643

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717